

第3回半田市議会定例会総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、6月22日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第43号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

ふるさと納税について、金額によってお礼の品物が異なるということだが、どのような内容の物を贈呈するのか。また、どのくらいの件数を見込んでいるのか。とに対し、

お礼の品物につきましては、牛肉が全国的に人気があることから知多牛、半田赤レンガ建物のPRとしてカブトビール、醸造文化のPRとして酒、酢などの醸造品、半田市をPR出来る品物を考えております。また、件数につきましては、なかなか予測が難しい状況ではありますが100件を見込んでおります。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第44号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第45号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

平成27年度の税制改正における軽自動車税に係る条例改正で最終的にどのくらいの影響があると見込んでいるのか。とに対し、

平成28年度はグリーン化特例により2,300万円の減収となりますが、新規登録の軽四輪車に係る標準税率の引上げにより2,000万円、2輪車等の税率引き上げにより1,200万円、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車等に対する重課税率の適用により350万円の増収を見込んで

おりますので、軽自動車税全体では、差引として1, 250万円の増収を見込んでおります。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第46号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

条文に市の実施する迷惑駐車を防止するための施策に協力しなければならぬとあるが、今後罰金を徴収するような考えがあるのか。とに対し、

迷惑駐車の取り締まりについては、道路交通法と自動車の保管場所の確保等に関する法律にもとづき警察の権限となっておりますので、市として罰金を徴収する考えはありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第49号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。